第６回 大和市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（第９期）審議会 議事録

日　時 ： 令和５年 11月 19日（日）午後1時30分～午後２時55分

場　所 ： 大和市保健福祉センター　501会議室

出席者 ： 委員12人（欠席２人）／ 事務局９人 ／ 傍聴 ４人

会議次第：

１．開会

２．会長挨拶

３．議題

（１）前回審議会後にいただいたご意見等について

（２）第９期計画期間におけるサービス供給量の方向性と介護サービス費の見込み・介護保険料の仮算出について

（３）地域説明会実績報告

４．その他

５．閉会

◎当日配布資料

・【資料１－１】第５回審議会後にいただいたご意見について

・【資料２－１】第９期計画期間におけるサービス供給量の方向性と介護サービス費の見込み・介護保険料の仮算出について

・【資料２－２】第９期保険料段階（案）

・【資料３】地域説明会実績報告

・【その他】意見募集用紙

会議内容：

１．開会

２．会長挨拶

３．説明・報告

（１）前回審議会後にいただいたご意見等について

◆人生100年推進課、介護保険課から説明

（質問・意見なし）

（２）第９期計画期間におけるサービス供給量の方向性と介護サービス費の見込み・介護保険料の仮算出について

◆人生100年推進課、介護保険課から説明

**委　員：第１号被保険者において、生活保護受給者の割合を把握していれば教えてほしい。また、年度途中で生活保護受給者になった場合、段階の変更について教えてほしい。**

事務局：令和４年度の第１号被保険者における生活受給者の割合は3.57％である。（資料２-１の12ページ参照）

年度途中で生活保護になった場合は、その月の保険料から第１段階になる。

また、人によって保険料の支払方法は様々だが、段階が変わった時点で保険料を納めすぎていれば還付、納められていなければ、先の保険料を調整し、納付していただく。なお、生活保護の方の利用料については、生活保護費で別に支払われるので、本人の自己負担は発生しない。

**委　員：生活保護を受けている方は、サービスが受けやすい、施設に入りやすいということがあるのでは、と感じているが、生活保護の担当課と意見交換や調整のための話し合い等は行っているのか。**

事務局：生活保護の有無で、直接的に変わるものではないが、状況として生活保護を受けなければならない人が、結果として施設に入りやすかったり、サービスを利用しなければ生活できない状況になっているということはある。生活保護の担当課と定期的な勉強会等は開催していないが、経済上の相談があれば、介護保険制度上のできることなどの話し合い、個々の状況に合わせて連携は取っている。

**委　員：特別養護老人ホームの現場の状況として、入所されている方で生活保護を受けている割合は若干多いと感じているが、在宅時では生活保護を受けていたが、施設入所することで、現物支給等が発生するので、生活保護の対象から外れて、自己負担が発生しているケースも結構ある。**

**委　員：国の標準９段階よりも、大和市は16段階できめ細かく対応しているという話ですが、多段階しているのは、基準額よりも高所得者のみなので、基準の第６段階以下の段階においては、80万～120万円以下等の段階別ではなく、所得額に準じてパーセントできめ細かく徴収することはできないか。（同じ保険料5,000円でも、所得が80万の人と120万円の人では負担が異なる）**

事務局：（市民がそのような気持ちを持っていることを、事務局側も十分把握しているが、）制度上、保険者（大和市）ができる対応は、第６段階よりも上の課税の被保険者への保険料率の設定であって、第６段階以下の非課税世帯の被保険者の段階は国の基準に基づいて固定されている。

**委　員：そういう市民の声を、県や国に進言することはできないか。**

事務局：介護保険料の設定に関して、様々な意見があることは担当課として理解している。その意見が大和市全体の意見として対応するために、審議会の意見として答申していただければ、大和市としてどのように対応するか協議する。（保険料への苦情に限れば、所得が高い人からが多いのが実情）

**委　員：所得が低い人からは声がなかなか出ないので、聞いてほしい。**

**委　員：段階分けには、年金収入は関係するのか。**

事務局：本人非課税の方は、合計所得金額＋年金収入金額の合計が判定に用いられる。第６段階以下は非課税なので、大半の方は年金収入のみで、合計所得金額はゼロだと考えられる。そのため、保険料段階の判定に用いられる合計所得金額等については、同じ80万円でも、第６段階未満と第６段階以上では内容が異なるし、また、年金収入と給与収入でも、控除額が異なるので所得金額は異なってくる。さらに、同じ収入であっても、収入の種類によって、例えば課税の年金であったり、非課税の年金であったりと様々で、それによって保険料が異なる現実があり、色々な意見があるのも理解しており、それらがまとまれば、市として対応していくことも検討できる。

**委　員：資料２-1の６ページに認定者の重度者割合が増加していく推計であるが、その受け皿は整備されていくのか。来年３月で、介護療養型医療施設は廃止になるが、重度の方はどうされるのか。**

事務局：近隣市町村の介護療養型医療施設の大半は、介護医療院に転換すると聞いているので、心配はない。今後、出てくる重度者については、特別養護料人ホーム、定期巡回・随時対応型居宅介護と看護多機能型居宅介護で対応していく方針。

**委　員：この先、どこかで大和市としても介護医療院が必要になってくるのでは。**

**委　員：国が標準９段階の際に、大和市では13段階、国が標準13段階になれば、大和市は20段階と増やしており、きめ細かく対応していると評価できる。**

**委　員：介護保険給付準備基金について、増加しているのか、減少しているのか状況を教えてほしい。**

事務局：減ってはいるが、第８期に関しては、想定していたよりも減っていない。

**委　員：特別養護老人ホームの施設はあるものの、介護人材不足等により、受け入れが難しいところは存在するのか。**

事務局：大和市内では、聞いていない。

　（３）地域説明会実績報告

◆介護保険課から説明

（質問・意見なし）

４．その他

◆意見募集用紙と返信用封筒について　事務局から説明

　次回は12月10日（協議事項：地域説明会とパブリックコメント結果報告、答申案等）

　　（質疑なし）

(全体を通じて)

　　（質疑なし）

５．閉会